

戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について（概要）

令和3年度第2回戸田市都市景観審議会

1. 改正概要

平成26年に施行された戸田市屋外広告物条例及び同施行規則について、埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則が改正（令和4年4月1日施行予定）されたことに伴い、市条例及び同施行規則の必要部分の見直しを行います。

県の主な改正内容

- 1.) 点検の義務化
(点検義務の明確化、一部の屋外広告物の有資格者による点検の義務化)
- 2.) 田園住居地域を禁止地域に追加



本市の対応

- 1.) 有資格者による点検対象及び点検時期の明確化・有資格者の範囲拡大等
- 2.) 用途地域毎における禁止地域を指定していないため、対応しない。

2. 主な改正案

(戸田市屋外広告物条例及び同施行規則)

	改正前	改正後
有資格者による点検対象物	すべての屋外広告物(適用除外規定あり)	高さ4mを超えるもの又は許可が必要な屋外広告物(適用除外規定あり)
	・すべての屋外広告物(適用除外規定あり)の安全点検を義務化しており、有資格者による点検対象物の範囲を明確化。	
有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士等
点検時期	定期的に	定期的に(許可を受ける場合は申請をする日前の3月以内)
提出書類	屋外広告物等安全点検報告書	屋外広告物等安全点検報告書、写真、資格者証の写し

・施行日については、改正後に一定程度の周知期間を設ける予定。

3. 改正による効果

- ・「有資格者による点検対象物の明確化・有資格者の拡大」
広告物の的確な安全管理が可能となります。
- ・「許可申請時における安全点検の時期・提出書類の明確化」
点検実施の状況について、より具体的に把握することができます。

【改正後の対応】

- ・改正内容を事業者、各種団体等へ周知を行うとともに、屋外広告物の適正管理に努めていきます。
全ての屋外広告物は定期的な安全点検が必要であることを改めて周知してまいります。

<参考：改正後の有資格者による点検対象物のイメージ>

